

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
ユニバーサルサービス委員会・電気通信番号委員会合同会合（第 2 回）
議事概要

日 時：令和 8 年 8 月 7 日（金）～同年 8 月 12 日（水）

場 所：電子メールによる調査・検討

構成員：

ユニバーサルサービス委員会

関口主査、江黒専門委員、高口専門委員、西村専門委員、平野専門委員、山郷専門委員
電気通信番号委員会

相田主査、藤井委員、森委員、矢入委員、猿渡専門委員、山根専門委員

事務局：総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室

配布資料：

	資料名
資料	電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に関する規定の整備）【諮問第 3218 号】

議 題：電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に関する規定の整備）について【諮問第 3218 号】

内 容：電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について、令和 8 年 6 月 18 日（木）から同年 7 月 17 日（金）まで実施した意見募集の結果等も踏まえ電子メールによる調査・検討を行った。

審議の結果は以下のとおりであり、この結果について、電気通信事業部会（第 172 回）において報告を行うことになった。

- ・ 総務省が実施した意見募集に関し、提出された諮問事項に係る意見に対する総務省の考え方について、適当と認められる。
- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部改正については、一部修正を加えた上で改正することが適当と認められる。

（以 上）